

重要事項説明書

「 地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業利用書 」

1、お問合せ先・緊急連絡先等相談窓口

当事業所のサービスに対する苦情、相談、お困りのことなどがありましたら、下記までご連絡ください。

電話番号	(0572) 22-1962
FAX 番号	(0572) 22-1962
担当者氏名	管理者 長谷川 英己

2、事業所の概要

事業所所在地	岐阜県多治見市新町2丁目33番地
事業所区分	単独型施設（地域密着型）
事業所指定番号	2191100243
運営法人名	株式会社 カゴスエ
管理責任者	長谷川 英己
実施区域	多治見市
定 員	10名

3、従事者

管理者 1名（常勤兼務）・生活相談員 1名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名）
介護職員 3名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名）
機能訓練指導員兼看護師 1名

4、事業（サービス）の内容

毎日のサービス	生活、介護相談・健康状態の確認・介護・送迎・給食 入浴・日常動作訓練など
---------	---

5、利用日及び利用時間

営業時間	8：30 ～ 17：30
営 業 日	月曜日～土曜日 祝祭日は営業 年末年始は除く（元旦営業）
サービス提供時間	9：00 ～ 16：30

6、緊急・事故等における対応

生活相談員は、サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変・その他緊急・事故などの対応が必要な場合には速やかに主治医や、家族などとの連携を取り必要な処置を講じます。

7、非常災害時における対策

事業所は防災管理についての管理者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるために定期的に非難・救出・救命救急などの訓練を行います。

8、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の設置、指針の整備を行う。
- ② 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ④ その他虐待防止のために必要な措置
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9、利用料金

ア、介護保険対象サービス・加算の料金は別紙料金表をご参照ください。

イ、上記自己負担額の他に必要となる、介護保険対象外の費用は次のとおりです。

食材料費	700円（おやつ代含む）
サークル活動の材料費	実費
理容、美容費	実費（別紙参照）
オムツ等の料金（持ち込みを除く）	実費（別紙参照）

10、サービスの取消料

当日8：30までに利用中止のご連絡をいただいた場合	無 料
体調不調などの相当な理由なく、中止となった場合	食材料費実費
※ご本人の体調で、利用または中止かの判断がつかない場合は、お電話にてお問い合わせください。	

11、費用の精算方法

自己負担額・介護保険対象外の費用・取消料は原則その場で請求させていただきますが、指定口座自動振替などの月末締め、一括請求の方法もあります。（ご相談ください）

12、守秘義務

- 1）従事者は就業中及び退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 2）サービス事業所に関わる職員は、守秘義務を十分に理解した上で、介護支援専門員の開催するサービス担当者会議等にて、必要に応じて利用者及び家族の方の了解を得た範囲内で利用者または家族の個人情報を用いることがあります。

13、その他

事業所は従事者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。

14、苦情相談窓口

- * やさしい時間ざんざ Plus デイサービスセンター （ 0572 ） 22-1962
担当者： 長谷川 英己
- * 多治見市役所介護保険課 （ 0572 ） 22-1111
- * 国保連合会介護保険課 （ 058 ） 275-9825

地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業契約書

第1条 契約の目的

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約書がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し第4条、第5条に定めるサービスを提供する。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、利用日、利用時間、費用等の事項は別紙重要事項説明書「サービス利用書」に記載された通りとする。

第2条 契約期間

- 1 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から始まり、1年間とする。
- 2 本条第1項の満了日までに、利用者から事業者に対し、文書による契約終了または解約の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとする。

第3条 地域密着型通所介護計画又は日常生活支援総合事業計画の決定・変更

- 1 事業者はサービスの提供に際しては、利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、支援の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画又は介護予防通所介護計画を作成する。
- 2 事業者は利用者に居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）が作成されている場合は、ケアプランに沿って利用者への当該サービスを実施するための地域密着型通所介護計画又は日常生活支援総合事業計画を作成する。
- 3 事業者は利用者にケアプランが作成されていない場合でも、地域密着型通所介護計画又は日常生活支援総合事業計画の作成を行う。その場合は必要に応じ、事業者は契約者に居宅介護支援事業者を紹介するなど、ケアプラン作成のために必要な支援を行う。
- 4 事業者は地域密着型通所介護計画又は日常生活支援総合事業計画の作成については、利用者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定する。
- 5 事業者は、地域密着型通所介護計画又は日常生活支援総合事業計画を変更した場合には、利用者に提示し確認する。

第4条 介護保険給付対象サービスの提供

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、当事業所において、利用者に対し別紙記載内容にあるサービスを提供する。

第5条 介護保険給付対象外サービスの提供

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、本契約にあるサービスが利用者の介護保険給付支給限度額を超える場合の給付対象外サービスも提供する。
- 2 事業者は利用者との合意に基づき、本契約にあるサービスを提供する上で、別紙記載のサービス内容以外のサービスを必要に応じては、介護保険給付対象外サービスとして提供することもある。
- 3 前項に該当する場合は、その利用料金はその都度利用者が負担する。
- 4 事業者は前各項のサービスを提供する場合には、必要に応じ利用者の家族に対して説明する。

第6条 サービス利用料金の支払い

- 1 利用者は、要介護区分又は要支援区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、所定の料金

体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとする。なお、料金のうち利用者負担金については関係法令に基づいて決められているため契約期間中これが変更となった場合は関係法令に従って改定後の金額が適用される。

- 2 利用者が、未だ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合や、ケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金全額をいったん事業者に支払うものとする。（この場合は、要介護認定後や、ケアプランが作成され届出がされた後に介護保険から給付対象金額が払い戻される。）償還払い。
- 3 第5条に定めるサービスは全額利用者の負担となる。
- 4 前項のほか、利用者は利用者自身のために使用された物品、消耗品、費用等で、利用者の負担が適当と認められる実費を支払うものとする。

第7条 利用の中止・変更・追加

- 1 利用者は、事業者に対し、サービスの利用予定期日の直前において、サービスの利用中止・或いは利用予定日時の変更を申し出ることができる。
- 2 利用者は事業者に対し、新たなサービスの利用追加を申し込むことができる。
- 3 事業者は、利用者から、前1項、2項にあるような、サービスの利用日時の変更・サービスの利用追加の申し出に対し、事業者のサービス提供体制にゆとりがある場合は、これを受けることができる。
- 4 事業者は、利用者が体調不良などの正当な理由なくして当日または直前・その場でのサービス利用を中止した場合は、重要事項説明書にある所定の取消料を利用者に請求することができる。その場合、利用者はこれを事業者に支払うものとする。

第8条 事業者およびサービス従事者の義務

- 1 事業者およびサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全・確保の十分に注意する。
- 2 事業者およびサービス従事者は、利用者の体調や健康状態から見て、サービスの提供上、必要な場合には、主治医の意見を求めることや、利用者および家族の方の同意・確認の上でサービスを提供する。
- 3 事業者は、サービスの提供に際しては、事業者所定の様式にて記録を作成し、利用者もしくは、その代理人の請求に応じてこれを閲覧させる。
- 4 事業者およびサービス従事者は、サービスの提供時において、利用者に体調の急変が生じた場合はもちろんのこと、その他必要に応じ、主治医、事業者関わりの医師・看護婦・消防・家族などと連絡をとり、必要な措置を講じる。

第9条 天災などの不可抗力

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火などの天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して該当サービスを提供すべき義務を負わない。
- 2 前項の場合に、利用者はすでに実施したサービスについては所定の利用料金を事業者に支払うものとする。

第10条 守秘義務等

- 1 事業者およびサービス従事者・事業者の従業員は、サービス提供する上で知り得た利用者お

よびその家族に関して知り得た情報を、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。このことは、本契約が終了した後も期限なく継続する。

- 2 事業者およびサービス従事者は、利用者の生命・体調等に緊急を要する場合には、前項の条項に関わらず、医療機関等に対し利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 3 前、1項、2項に関わらず、利用者に関わる居宅介護支援事業者等との連携を図る上で必要な場合は、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、利用者または利用者の家族等の個人情報を用いることができることとする。

第11条 損害賠償

- 1 事業者は、その従業者がサービスを提供するにあたって、従業者の責めに帰すべき事由により利用者およびその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。
- 2 前項の損害賠償義務の履行を確保するため、事業者は、総合賠償責任保険に加入する。
- 3 利用者またはその家族などが、事業者のサービス従業員に対し、生命、身体、財産などの損害を与えた場合には、その損害賠償の請求をされることがある。

第12条 損害賠償がなされない場合

- 1 利用者は、サービス事業者との契約締結時にその心身の状況および病歴等について知り得ていた重要な情報を告げず、または事実と異なる情報を告げ、このことがもっぱら起因して発生した損害の場合。
- 2 利用者が、サービス従事者によるサービス提供時の必要事項の聴取、確認に対し、知り得ていた重要な情報を告げず、または事実と異なる情報を告げ、このことがもっぱら起因して発生した損害の場合。
- 3 利用者の急激な体調の変化など、事業者の実施したサービスを原因としない理由にもっぱら起因して発生した損害の場合。
- 4 利用者が事業者またはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもっぱら起因して発生した損害の場合。

第13条 利用者からの契約解除、契約の終了

- 1 利用者は、事業者に対し、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができる。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し、一ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。この場合、事業者は利用者に対して当該地域での他のサービス事業者に関する情報を提供するなどの必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 3 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了する。
 - ア、利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合（入院期間等によっては契約を継続する場合がある。）
 - イ、利用者の要介護認定区分又は要支援区分が、自立と認定された場合
 - ウ、利用者が死亡した場合

第14条 事業者からの契約解除

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または事実と異なる告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が発生し

た場合、事業者より本契約を解除する。

- 2 利用者からの所定のサービス利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、勧告にも関わらず、これが支払われない場合、事業者より本契約を解除する。
- 3 利用者が事業者に対する著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が発生した場合、事業者より本契約を解除する。

第15条 精算

利用者は本契約が終了、または解約された場合、すでに実施されたサービスに対しては、事業者から請求があった場合、請求から30日以内に精算するものとする。

第16条 相談・苦情処理

事業者は、苦情対応の窓口責任者、およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て、または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。

第17条 本契約に定めのない事項

利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとするが、本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ決定する。

第18条 裁判管轄

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。



やさしい時間ぎんざ料金表 令和6年6月より

日常生活支援総合事業サービス料金(介護保険対象サービス単位)			
※日常生活支援総合事業 通所介護サービス費(1割自己負担) 金額はおよその額です。			(自己負担額)
要支援1		1回につき436単位	436円～1,798円
要支援2		1回につき447単位	447円～3,621円
要支援1	月4回まで・入浴含む・利用時間の制限なし		
要支援2	月5回から8回まで・入浴含む・利用時間の制限なし		

※要支援1・月5回ご利用の場合1,798単位 要支援2・月9回ご利用の場合3,621単位

地域通所介護料金(介護保険対象サービス単位)						
※1回分(自己負担1割の場合 1単位=1円)						
	7～8時間未満	6～7時間未満	5～6時間未満	4～5時間未満	3～4時間未満	備考
要介護1	753単位	678単位	657単位	436単位	416単位	
要介護2	890単位	801単位	776単位	501単位	478単位	※入浴は別単位
要介護3	1032単位	925単位	896単位	566単位	540単位	※利用時間毎に別単位
要介護4	1172単位	1049単位	1013単位	629単位	600単位	※単位は1回分毎
要介護5	1312単位	1172単位	1134単位	695単位	663単位	

※多治見市は7級地(各単位数×1.14×0.1)

介護保険対象サービス・加算単位

加算料金・(1日分)		(自己負担1割の場合 1単位=1円)	(自己負担額)
入浴加算Ⅰ		40単位	(40円)
サービス体制加算Ⅱ	1日 18単位	処遇改善加算	加算Ⅲ

介護保険対象外サービス料金①

自己負担額・(1日分)		サービス利用料金
昼食代(おやつ・飲み物含む)		700円
夕食代		800円
カット代		1,000円～
オムツ代他		実費

介護保険対象外サービス料金②(介護保険認定外)

自己負担額・(1日分)		サービス利用料金
利用料金		介護保険対相当の金額(10割負担)
入浴		500円
その他		介護保険対象外サービス料金①と同じ

※ 要支援1・2 サービス体制加算Ⅱ 要支援1 (72単位) 要支援2 (144)

※上金額の他 ・処遇改善加算(利用日ごと1日の利用単位の8%)

附則

1. 職場におけるハラスメントを防止します。

- ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発します。
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をします。

2. 業務継続計画の策定を行います。

- ・感染症・災害に係る業務継続計画を策定します。

感染症に対しては平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立を行います。

災害に対しては平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携を行います。

3. 感染症対策を行います。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置します。

委員会の責任と役割分担を明確にし専任の感染対策を担当する者を選任します。

委員会はおおむね 6 か月に 1 回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催します。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を策定します。
- ・感染症や災害が発生した場合に迅速に対応ができるように、研修や演習等を定期的に（年 1 回以上）実施するとともに、新規採用時には研修を実施します。

4. 虐待の防止を行います。

- ・虐待の未然防止、早期発見、適切な対応を行います。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- ・虐待防止のための指針を策定します。
- ・虐待防止のために、研修や演習等を定期的に（年 1 回以上）実施するとともに、新規採用時には研修を実施します。

5. 非常災害対策を行います。

- ・非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策を講じます。
- ・防火責任者を選定し消防計画を及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定します。